



平成 27 年 7 月 1 日

各位

社名 グローバルアジアホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 楊 晶
(JASDAQ・コード 3587)
問合せ先 取締役 中杉 大陸
TEL 03-6435-7800 (代表)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 22 日付で、パルティール債権回収株式会社（以下、「パルティール」といいます。）より譲受債権請求訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）の提起を受けたことについて、本日判決文の送達を受け、下記のとおり判決が言い渡されましたのでお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

- | | |
|-----------------|-----------------------------------|
| (1) 裁判所 | 東京地方裁判所（事件番号：平成 27 年(ワ)第 13869 号) |
| (2) 訴訟提起日 | 平成 27 年 5 月 22 日（金） |
| (3) 原告社名 | パルティール債権回収株式会社 |
| 原告所在地 | 東京都港区虎ノ門 1 丁目 7 番地 12 号 |
| 原告代表者の
役職・氏名 | 代表取締役 吉原 浩一 |
| (4) 請求の内容 | 譲受債権請求 |
| (5) 判決日 | 平成 27 年 6 月 29 日（月） |

2. 訴訟の概要

金銭消費貸借契約の締結

(1) 訴外株式会社椿コンサルタント(以下、「椿コンサルタント」と言います。)は、被告である当社に対し、訴外ハートサンクスエフォート株式会社及び訴外アイビーエクイティ投資事業有限責任会社組合を通じて、金 2000 万円を貸付け(以下、「本件貸金」と言います。)、平成 23 年 10 月 14 日、椿コンサルタントと当社は、本件貸金を承認する債権債務確認書を作成し、同記載内容の合意をしました(以下、「本件合意」と言います。)

(2) 本件合意において、訴外椿コンサルタントと当社は、利息に関し「利息制限法に則り甲乙協議の上決定する。」旨を定めましたが、両当事者間で利息に関する協議及び合意はなされませんでした。そのため、本件貸付にかかる利息及び遅延損害金は、商事法定利率に従うことになり、利息の終期は、遅くとも本件合意締結日である平成 23 年 10 月 14 日とし、または、弁済期については、本件合意において、訴外椿コンサルタントと当社は、平成 24 年 7 月 1 日を最終弁済期日と決めました。

椿コンサルタントの破産

椿コンサルタントは、平成 24 年 1 月 5 日、東京地方裁判所において、破産手続き開始決定を受けました。同破産手続きの破産管財人が選任されました。

なお、当社は、上記破産手続係属中に、破産管財人に対し、本件貸金につき、元金 2000 万円及び利息を負担していることを認めています。

債務不履行

当社は、本件貸金を一切弁済することなく、平成 24 年 7 月 1 日を経過しました。

債権譲渡

(1) 椿コンサルタント破産管財人は、訴外栄光債権回収株式会社(以下、「栄光債権回収」と言います。)に対し、本件貸金を平成 24 年 7 月 9 日に譲渡し、その旨を平成 24 年 7 月 26 日に当社に通告しました。

(2) 栄光債権回収は、パルティールに対し、平成 26 年 8 月 7 日、前項の債権を譲

渡し、その旨を平成 27 年 1 月 8 日に当社に通告しました。

(3) なお、上記債権譲渡の前後に於いても、当社は本件貸金を一切弁済していません。

よって、パルティールは、当社に対し、本件消費貸借契約に基づき、元金 2000 万円、及びこれに対する平成 23 年 10 月 14 日から支払済みまで年 6 パーセントとの割合による利息及び遅延損害金の支払いを求められておりました。

なお、詳細は、平成 27 年 5 月 28 日付「訴訟に関するお知らせ」にて公表しております。

3. 判決の内容

(1) 判決主文

- 1 本件貸付の元金合計 2000 万円と平成 23 年 10 月 14 日から支払済みまで年 6 パーセントの割合による金員の支払いを求める。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

(2) 裁判所の判断

平成 27 年 6 月 26 日に第一回口頭弁論が行われ、当社は口頭弁論に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しなかったことから、被告において請求原因事実を争うことを明らかにしないものとして、自白とみなされ、本件訴訟への判決が下されました。

4. 今後の対応

当社が、平成 27 年 6 月 26 日に第一回口頭弁論に出頭しなかった理由としましては、金銭消費貸借契約の締結がなされた平成 23 年から現在までの、関係各所の確認および証拠関連書類が期限までにそろわなかったためとなります。当社としましては、経緯において認識が異なる部分があるため、弁護士と相談の上、控訴を検討しております。

なお、当該判決が当期の業績に与える影響はありません。

以上